

事業協同組合にご加入ください

療養費の保険請求に関しては事業協同組合全国鍼灸マッサージ師協会が扱っております。
協会を通して療養費の保険請求をされる方は事業協同組合全国鍼灸マッサージ師協会へご加入ください。

○ 加入資格

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく免許を受けて登録を行い、鍼灸・マッサージ業を行う小規模事業者*であること。

*資本金 5 千万円以下/従業員 100 名以下の事業者

○ 加入手続きの流れ

① 申込書類の提出

下記 (1) (2) を記入のうえ、(3) (4) の書類を添付し郵送してください。

(1) 参加同意書及び出資引受書

(2) 誓約書

(3) 「治療院開設届」または「出張業務開始届」写し (保健所の受付印があるもの)

(4) 出資者が法人の場合: 「登記簿謄本」写し (発行 3 か月以内のもの)

出資者が個人事業主の場合: 「納税申告書」または「個人事業の開業届出書*」写し
(*税務署の受付印があるもの。開設届とは異なりますのでご注意ください)

② 書類審査

当組合にてご提出いただいた書類の審査を行います。

③ 出資金・賦課金のお振り込み

審査後、出資金・賦課金お支払いのご案内をお送りします。

《加入諸費用》

●出資金 1 口 10,000 円 × 申込口数 (上限 10 口)

●賦課金 (組合経費) 年額 12,000 円 (※加入月によって減額あり)

○ 加入日について

原則として毎月 20 日付で書類受付を締切り、指定の期日までに
出資金・賦課金をお振込みいただければ、審査の上、翌月 1 日から組合員登録をさせていただきます。
(ご加入日以前の施術分の療養費申請はお受けできません) 例) H28 年 1 月加入の場合 → H28 年 1 月施術分より申請可能

※審査の結果、ご提出書類の不備や事実相違などが判明した場合は、ご加入いただけない場合がございます。また審査には一定の時間がかかりますので、お早めにお申し込みください。

○ 療養費申請に関して

① 保険申請の事務手数料は、事務協力費として、お支払いする療養費の 5% を各月の療養費お支払時に差し引かせていただきます。尚、療養費支給申請書作成ソフト「AMMIAS (アミアス)」をご利用いただき、かつデータを送付された場合の事務協力費は 4% になります。

注) ソフトご利用の際には別途使用料がかかります。

以上

平成 年 月 日

事業協同組合全国鍼灸マッサージ師協会
理事長 山本高敬 殿

事業を行う場所

事業者名

印

代表者名

事業協同組合全国鍼灸マッサージ師協会参加同意書及び出資引受書

事業協同組合全国鍼灸マッサージ師協会の趣旨に賛同し、次の出資を引き受けます。

出資引受口数 口 (出資1口の金額は金1万円)
金 万円

記

尚、当社の資本金及び従業員数は、下記のとおりです。

- (1) 資本金 万円
- (2) 常時使用する従業員数 人
- (3) 業種 鍼灸マッサージ業

記入上の注意事項

- ① 住所・氏名の記入と捺印をお願いします。
- ② 出資引受口数の上限は10口(10万円)です。
- ③ 法人の場合は資本金の記入を、従業員がいる場合には従業員数をご記入ください。

(新)療養費振込先									
フリガナ		フリガナ							
金融機関名		支店出張所							
預金種目	①普通(総合) ②当座		口座番号						
金融コード			支店コード						
フリガナ (※30文字以内)									
預金者名義									
※ ゆうちょ銀行の場合									
ゆうちょ銀行	記号(5桁)					番号(8桁)			
	フリガナ								
	加入者名								

誓約書

平成 年 月 日

事業協同組合全国鍼灸マッサージ師協会

代表理事 山本高敬 殿

提出者（組合員）

㊞

住 所

事業者名

代表者名

私（組合員）_____は事業協同組合全国鍼灸マッサージ師協会（以下、「組合」という）に加入するにあたり、組合の目的及び事業に賛同し、組合及び鍼灸マッサージ業界の発展のため積極的に協力するとともに、組合が行う業務を妨害し、あるいは組合及び鍼灸マッサージ業界の名誉を傷つける行為を一切行わないことを約束致します。

また、加入にあたって下記の各項を遵守することを誓約致します。なお、組合の組織改編等により組合が別形態の法人となった場合にも、本誓約書が有効であることを確認致します。

【療養費の取扱い等について】

1. 療養費の申請にあたっては、療養費取扱い基準ならびに関係法規を遵守し、被保険者や鍼灸・マッサージ師全体の利益を損なう不正行為は一切行いません。
2. 施術者の退職や異動、連絡先の変更など組合に届け出た事項に変更が生じた際は、原因発生日から14日以内にその事実を組合へ連絡致します。
3. 療養費の申請については、組合の指示に従い、組合からの調査や問い合わせには誠実に対応致します。
4. 療養費支給申請書は、組合員たる私の責任の下作成した物を組合へ提出し、万一、返戻、返納等が生じた際は誠意を持って速やかに対応致します。
5. 組合より支払われる療養費について、特別な事情が無い限り保険者より月末までに支払われた療養費に関しては、翌月25日に組合より支払われることを了承致します。ただし、上記条件にあてはまらない療養費については、施術者側(組合員)の請求権は生じないことをあらかじめ承諾致します。

【不正案件及び疑義案件等について】

6. 療養費の申請について不正行為もしくは不正と疑わしき事例（「疑義案件」と称す）があった場合、組合及び保険者による調査、召喚に応じます。
7. 組合を脱退する際に組合に対し債務がある場合はその債務を弁済したうえ脱退致します。
8. 保険者による返納決定がなされた場合、当該申請における支給を受けた組合員は、返納決定額の全額を保険者又は当組合に直ちに支払うものと致します。なお、組合員が当組合を脱退した後であっても、当組合を通じて行った療養費の申請等に関する不正行為が明らかになった時は、本誓約に基づく誓約事項を履行致します。
9. 組合員が本誓約の一つにでも反することがあった場合、規定に基づいた処分を受けることに同意し、万一組合へ損害を与えた場合はその賠償責任を負います。